

消費税の軽減税率制度 10%? に関する説明会 8%?

平成31年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されます。
軽減税率の対象品目、さらには帳簿及び請求書等の記録と保存を主として、下記のとおり説明会を開催いたします。是非、ご参加下さい。

【開催日時】

- ①平成29年10月16日(月)13:30~14:30
- ②平成29年10月19日(木)13:30~14:30

【開催場所】

古川商工会議所会館2階研修室(大崎市古川東町5番46号)

【説明内容】

- ◇軽減税率の対象となる品目 ◇帳簿及び請求書等の記載と保存
- ◇税額計算の特例 ◇インボイス制度 ◇レジ導入・受発注システム改修等の補助金等

【申込み】

古川商工会議所

大崎市古川東町5番46号

下記申込み書にて、10月10日までFAXでお申込み下さい。

TEL 0229-24-0055 FAX 24-2820

【問合せ先】

古川商工会議所 TEL0229-24-0055
公益社団法人大崎法人会 TEL0229-23-5859
古川税務署 TEL0229-22-1711(代表)

『消費税の軽減税率制度に関する説明会受講申込書』

事業所名		受講希望日	1	2
住所				
業種		TEL		
受講者名		受講者名		

お寄せ頂いた情報は、本説明会の受講者名簿並びに連絡等、古川商工会議所や公益社団法人大崎法人会からの催事及び情報提供に限定して利用し、第三者に提供・開示等は致しません。